

こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費 医療費の窓口払いがなくなります

こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費受給資格をお持ちのかたが、**県内の医療機関など**を受診した場合、受給者証と健康保険証を提示することで窓口での支払いがなくなります。(保険診療以外の自己負担は除く。)

受診の際には、必ず窓口で健康保険証と新しい受給者証をいっしょに提示してください。

開始時期

- ①こども医療費(令和4年10月診療分から)
- ②ひとり親家庭等医療費(令和5年1月診療分から)
- ③重度心身障害者医療費(令和4年10月診療分から)

対象医療機関

保険医療機関(医科・歯科)、保険薬局(調剤)、指定訪問看護事業者
※接骨院などは除きます。
※医療機関によっては窓口払いが必要になる場合もあります。

受給者証について

受給者証はすべて新しいものを発行し、各医療費受給者へ郵送によりお届けします。

- ・こども医療費・重度心身障害者医療費・・・9月下旬に発送
- ・ひとり親等家庭医療費・・・12月下旬に発送

問合せ ①② 健康こども課 子育て支援担当 ☎62-1288
③ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

新型コロナワクチン接種証明書 コンビニ交付の開始

マイナンバーカードをお持ちであれば、どなたでもコンビニで新型コロナワクチン接種証明書を取得することができるようになりました。

■利用可能なコンビニ

セブン-イレブン

※今後順次、対象事業者を拡大する予定

■利用可能日時

毎日 午前6時30分～午後11時

■準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・接種証明書発行料(120円)

■注意事項

- ・海外用の接種証明書を取得するためには、令和4年7月21日以降に自治体窓口かアプリで海外用の接種証明書を取得している必要があります。
- ・印刷不良の場合を除き、発行後の返金には対応できません。

詳細については、厚生労働省Webサイト「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(接種証明書)について」でご案内しています。



問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎62-1288